

地理空間情報産学官連携協議会
防災分野における地理空間情報の利活用推進のための
基盤整備ワーキンググループ 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備ワーキンググループ（以下「防災WG」という。）とする。

（目的）

第2条 防災WGは、防災分野における地理空間情報の利活用推進のための基盤整備に向けて、技術動向等に関する情報共有を図るとともに、今後の取組の方向性について意見交換を実施することを目的とする。

（構成員）

第3条 防災WGは、前条の目的に賛同する産学官の団体、機関、個人をもって構成する。

（幹事）

第4条 防災WGに、幹事を置く。

2 幹事は、防災WGの運営に当たって中心的な役割を果たすものとし、産学官の構成員からそれぞれ選ぶものとする。

（事務局）

第5条 防災WGに、事務局を置く。

2 事務局は、防災WGの庶務を処理するものとし、産、学の幹事の協力のもとに官の幹事が担当する。

（構成員の入会、退会、除名）

第6条 第2条の目的に賛同し、参加を希望する団体等について、幹事の合議により構成員とすることができる。

2 構成員は、本人の申出により退会することができる。

3 構成員の言動が第2条の目的にそぐわないと判断される場合は、幹事の合議により除名することができる。

（分科会）

第7条 防災WGの円滑な推進のため、個別のテーマに関する意見交換を行う分科会を、幹事の合議により開催することができる。

(情報公開)

第8条 防災WGは、原則公開とする。ただし、会議場所の制約条件等を考慮し、事務局は、傍聴者を制限することができる。

2 事務局は、会議終了後、防災WGの議事概要及び配付資料をすみやかに公開する。ただし、特段の理由があると事務局が判断した際は非公開とすることができる。

(知的財産権)

第9条 防災WGの活動において、新たに発生した知的財産権（著作権及び発明・考案に関する権利）は、国に帰属する。ただし、国は、当該知的財産を他者が使用することについて、基本的に制限しないものとする。

2 構成員は、防災WGの活動において、著作者人格権を行使しないものとする。

3 各構成員が所有する既存の知的財産権については、前二項の限りではない。

(その他)

第10条 本規約に規定のない事項については、幹事の合議によるものとする。